

参入阻止価格論と寡占産業

——戦後日本経済に見る新規参入の事例と頻度——

序

本稿の目的は、現在、寡占価格理論の有力な一潮流となつている参入阻止価格論について、その基本的論理構造を明らかにし、そこで想定される企業行動様式を抽出した上で、寡占産業の実態と照し合わせ、その現実的有効性を吟味することにある。言う迄も無く参入阻止価格論は、マーク・アップ・プライシングにおける目標マージン率の理論的根拠を初めて明らかにした点で価格理論の歴史上一時代を画すものではあるけれども、その寡占価格論体系に占める位置に関しては必ずしも定まった評価が与えられている訳ではなく、参入阻止価格を以て寡

大 西 幹 弘

占価格の一般理論とする立場⁽¹⁾から、その存在自体を否定する立場⁽²⁾に至るまで多様な見解が存在している。本稿において我々は、それらを逐一検討することは止め、あくまで実際のデータに基づき参入阻止価格論の現実的有効性を吟味することにする。参入阻止価格に関する従来の諸批判が、主として理論的側面から為されていることもその理由の一つであるが、何よりも基本的には我々が、如何なる経済理論と雖も現実から遊離したままでは無意味であり、現実を説明し得る限りにおいて理論的検討に値すると考えるからに他ならない⁽³⁾。

本稿の構成は、まず「一、参入阻止価格の論理」において、静学モデルとしては現在最も進んだモデルと考え

られる寺西モデルを取り上げ、その概要及び企業行動に
関する含意を明らかにする。次に「二、寡占産業の現
実(1)では幾つかの新規参入の事例及び企業行動の実態
調査たる金融財政事情研究会調査のデータを検討し、前
項で要約した参入阻止価格モデルとの対比を行なう。ク
ロス・セクションデータに基づく参入阻止価格論の現実
的有効性の検証がここで行なわれる。」「三、寡占産業の
現実(2)では、戦後日本アルミニウム精錬業における企
業参入の歴史を産業需要・生産能力・価格水準の動向等
に注目しつつ考察し、参入阻止価格モデルに対する理論
的含意を明らかにしたい。

- (1) Sylos [38]、寺西 [41]、高須賀 [39]、本間 [7] がこの立場であ
る。
(2) この見解を採る論者として McGee [20]、松田 [18] が挙げ
られる。
(3) 参入阻止価格理論に対する諸家の批判は大略次の五点
に要約される。
- I. 方法論批判
- (i) 価格から利潤を導くのは方法論的転倒であるとする批
判 松田 [18] p. 54, 69 佐々木 [34] p. 141
(ii) 個別産業部門に限定された分析を不当に一般化してい

るとする批判 松田 [18] pp. 54—5 三輪 [22] p. 75 森岡
[24] p. 258 米田 [46] p. 144
II. 供給制限への疑問

- (i) 供給制限によって必ずしも利潤率は高まらないとす
る批判 佐々木 [34] p. 143 徳重 [42] p. 121
(ii) 供給制限は縮小再生産を招来するとの批判 徳重 [42]
pp. 120—1 海野 [44] pp. 106—7

III. 部門内競争と部門間競争

- (i) 部門間競争制限から価格形成を説くことは誤りである
とする批判 松田 [18] pp. 55—6 清野 [37] p. 143
(ii) 部門内競争の分析が欠落しているとする批判 松石 [19]
p. 229 御園生・新田 [21] p. 139 三輪 [22] pp. 70—1
佐々木 [34] p. 124 海野 [44] pp. 123—4, pp. 127—8,
pp. 131—2 McGee [20] p. 321

(iii) 経済的空間は部門内競争により消滅するとする批判
福田 [9] pp. 24—5 松石 [19] pp. 224—5 三輪 [22] p.
70 清野 [36] pp. 13—4 徳重 [42] pp. 121—2

IV. 需要曲線について

- (i) 寡占企業の需要調整能力を無視しているとの批判 清
野 [36] pp. 12—3
(ii) 寡占間協調の成立とともに産業需要曲線は上方にシフ
トするとの批判 福田 [6] p. 26 海野 [44] pp. 101—5,
pp. 130—1

V. 一面性批判

(i) 対小企業における支配従属関係を無視しているとの批判 佐々木^[34] pp. 123—4

(ii) 寡占企業の意識性・計画性を無視しているとの批判 森岡^[24] p. 141 p. 258

(iii) 労働、市場知識、消費者選好等を無視しているとする批判 松田^[18] p. 69

(iv) 現実には生じた参入の事例を説明しえないとする批判 松石^[19] p. 228 McGee^[20] pp. 310—4

以上の論点のうち本稿はV (iv)に焦点をあてて参入阻止価格論の現実的有効性を検討するものである。

(4) 伊東^[9]の言う様に「事実をけっして理論をうち倒さず」、(p. 210)、「理論を倒すものはふたたび理論である」(p. 215) としても事実による理論検証の試みは怠らるべきではなからう。

一 参入阻止価格の論理

Bain^[7]、Sylos^[38]ごよりの創始われ Modigliani^[23]の定式化を経て確立した参入阻止価格論は、寡占産業の価格決定を説明する有力な仮説として現在に至っており、その間幾つかの重要な理論的彫琢を受けた。⁽¹⁾ 本稿ではこのうち静学的側面に限定して要約を行ない考察を進める。我々が議論を静学面に限定する理由は、それが参入阻止価

格論の想定する企業行動様式を clear-cut な形で含意しているからに他ならない。⁽²⁾ 以下我々は静学モデルとしては現時点において最も進んだモデルと考えられる寺西モデルの概要を明らかにしておく。

寺西^[41]の参入阻止価格モデルでは既存企業に「意図された過剰能力」すなわち計画的遊休能力が発生する。仮定を次の様に置こう。

〔仮定〕

(i) 産業需要曲線は産出量—価格平面において右下がりである。

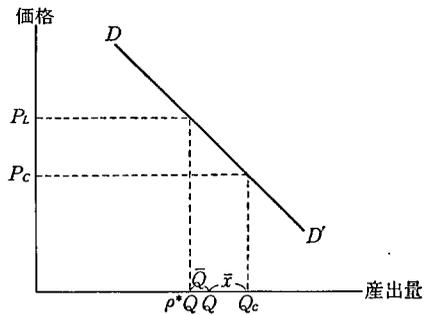
(ii) 当該産業には生産活動を遂行する場合に必要とされる最小最適生産規模が存在する。⁽³⁾

(iii) 潜在的参入企業は参入後の製品価格が一定値（以下これを臨界価格と呼ぶ）以下になると予想される場合、参入を断念する。

(iv) 既存企業、潜在的参入企業ともに産業需要曲線の位置と形状に関して完全なる知識を有する。

(v) 産業需要曲線上では高価格には高利潤率に対応する。したがって臨界価格には一定の利潤率水準（以下これを臨界利潤率と呼ぶ）が対応する。

図1



(v) 既存企業は可能な限りの高利潤率の長期的な達成を
 差す。

(vi) 如何なる場合においても既存企業間には協調が成立し
 うる。

(vii) 潜在的参入企業は既存企業の現行産出水準ではなく保
 有生産能力を基準として参入の可否を決定する。

この時、当該産業の製品価格は図1の P_L に定まる。但
 し、 D, D' …産業需要曲線、 P_C …臨界価格、 Q_C … P_C に対応
 する需要量、 Q …既存企業の保有生産能力、 \bar{x} …最小最

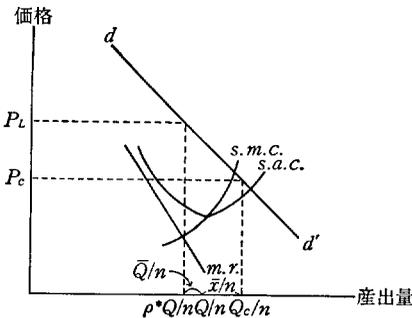
適生産規模産出量、 Q_C …意図された過剰能力、これは保
 有生産能力と $MR \parallel MC$ (限界収入 \parallel 限界費用) に対応
 する産出量の差分として定義される。 ρ^* …標準操業度、
 $(Q - Q_C)/Q$ により定義される。

仮定により潜在的参入者は既存企業の保有生産能力を
 考慮して参入の意思決定を行なうのであるから、参入阻
 止を実現するためには、既存企業は新企業の参入後に臨
 界価格をもたらし得る生産能力を保有すれば十分であり、
 かかる状況下での高利潤率の追求は既存企業をして MR
 $\parallel MC$ に対応する価格水準の採用を必然化せしめるので
 ある。意図された過剰能力が発生する⁽⁴⁾。

以上が寺西モデルの概要であるが、ここで既存個別企
 業の視点から見た氏のモデルの構造を、仮定(v)に拠りつ
 つ明らかにしておくことにする。

仮定(v)は製品価格と資本利潤率の対応関係を産業需要
 曲線に即して論じたものであり、両者の一意対応及び正
 の相関がその内容を成す。利潤率は売上高と総費用に規
 定されるのであるから、この仮定の背後には特定の費用
 構造が想定されているに相違ない。我々はそれを図2に
 見ることが出来る。図2は規模・生産技術に関し全く等

図 2



質な n 社から構成される寡占産業諸企業の個別需要曲線 d_i 、限界収入曲線 $m.r.$ 、短期平均費用曲線 $s.a.c.$ 、及び短期限界費用曲線 $s.m.c.$ を同一の産出量—価格平面上に描いたものである。これら企業の保有生産能力、すなわち最適生産規模は短期平均費用が最小となる水準 Q/n であり、この点を越えようと限界費用の上昇により、また下回ると単位当り固定費の上昇により製品の平均費用は上昇を始める。所与の生産設備のもとでの極大利潤は限界収入 \parallel 限界費用を満たす産出水準において実現される。

のであるから、潜在的参入者が現行産出量ではなく保有生産能力に基づき参入の可否を判断するとの想定の下では、既存 n 企業は各々の保有生産能力 Q/n から Q/n だけ産出水準を低下させることにより、新企業の参入を阻止しつつ利潤極大化を達成することが可能となるのである。

既存個別企業の視点からみた寺西モデルの論理は以上の様であるが、我々はここで次の二点を確認しておかねばならない。第一に仮定 (v) の限定性である。仮定 (v) が成立し得るのは図 2 の ρ^*Q/n 以上の産出量についてであって、 ρ^*Q/n 以下の範囲では価格の上昇とともに利潤率は低下していく。操業度低下に伴う固定費用の増大がその原因であることは言う迄も無いであろう。従って図 1 において仮定 (v) が成立するのは産出量が ρ^*Q/n 以上の場合に限定されることになる。仮定 (v) の限定性、これが確認すべき第一の点である。

確認すべき第二の点は、参入阻止価格の成立に仮定 (iv) は必ずしも必要ではないという事実である。既に見た様に寺西モデルでは、既存企業が自己の利潤率の極大化を目差して各自合理的に行動する限り、自動的に参入阻

止価格水準 P_2 が達成される。これは既存諸企業が規模・費用構造に関して同一であるとする仮定により、個別企業の利害と産業全体の利害とが一致することの必然的帰結に他ならない。従って企業間に費用構造上の格差が存在する場合には参入阻止価格の成立に既存企業間の協調が不可欠となるのであって、このとき如何にして企業間の利害が調整され参入阻止価格が実現されるのかを理論的に明らかにする必要がある⁽⁶⁾。言う迄も無くこれは寡占協調論の価格理論レヴェルでの具体化に他ならないのであって、本稿で要約した寺西モデルは等質企業の仮定の採用によりこの問題を回避していると言うことができであろう。参入阻止価格を論ずるに際し、確認されるべき第二の点がこれである。

以上我々は寺西^[41]に拠りつつ現段階における参入阻止価格静学モデルの概要を明らかにしたのであるが、本稿の課題にとって重要なのはその企業行動様式に関する含意である。我々の見るところそれは次の二命題に要約される。

- 一・寡占企業の基本的行動様式は新規参入の阻止にある。

- 二・新規参入の阻止にあたって既存企業は価格政策を發動する。

寡占企業の行動目標は長期利潤の極大化であるが、それは新企業の自部門への参入を阻止することによってのみ達成可能である、すなわち参入阻止は既存諸企業にとって利潤極大化のための唯一の手段に他ならないというのが命題一の意味するところである。従って参入阻止価格が現実採用されるところならば、当該産業への新企業の参入は原理的にあり得ない。換言すれば、新規参入が実行される場合、当該部門の製品価格は参入阻止価格としての規定性を喪失するのである。それ故寡占産業への新規参入の有無を調べることは寡占部門における参入阻止価格の現実的有効性を検討することと同値であり、参入頻度はいわばそのバロメーターの役割を果たすことになるのである。次節で我々はこの課題に取り組むであろう。

命題二は自部門への新規参入を阻止するにあたり寡占企業が採用する政策手段を特定化したものである。通常、価格水準は産業需要曲線を介して供給量と一定の関連を有するのであるから、価格政策は同時に供給政策とも呼

び得る性格を持つ。にも拘らず本稿において我々が価格政策の名称を採用する理由は、新規参入が行なわれる場合、参入後に一定の価格水準（＝臨界価格）をもたらず様供給量の調整が行なわれるからであり、既存企業の参入阻止行動の規定因が価格に他ならないからである。

参入阻止の手段としてはこの他に政治的・制度的方法も考えられる。すなわち原材料、生産技術等の導入に許認可権を持つ監督官庁への圧力によって自部門への新規参入を阻止する、といった方策である。⁽¹⁾しかしながら命題二は既存企業によるかかる非経済的政策手段の採用可能性を否定している。それ故命題二に従えば何らかの理由で参入が計画され実行に移された場合、既存企業は製品価格を低下させ参入阻止を試みるということになる。我々は三においてこの命題の現実妥当性を検討するであろう。

以上我々は参入阻止価格論の概要とその企業行動様式に関する含意を明らかにした。ここでの作業を踏まえて、以下我々は参入阻止価格の現実的有効性の検証に進むことにする。

(1) 大和瀬^[32]に拠れば参入阻止価格論の萌芽は既に、

Marshall^[17]に見られ、Bain、Sylos Modigliani による価格水準決定の論理を経て体系的に確立した。氏はこれを「現代参入阻止価格論の発展の第一段階」と呼ぶ。以後 Pashayan^[33]、Osborne^[31]等による発展の第二段階が続くのであるが、そこでは、あくまで参入阻止を貫く戦略と参入を許容しても高価格を設定する戦略との比較考量が行なわれた。この第二段階における戦略上の二分法を克服すべく状況に応じての企業戦略の切り換えを想定し、その条件を解明する試みが発展の第三段階として最適制御理論を援用しつつ現在進行中である。

(2) 動学モデルにおいては、既存企業は自部門への新企業の参入を許容しつつ所与の期間内における自己の目的関数の極大化を追求すると想定されるのであるが、これは既存企業に採用可能な代替的戦略の一環として参入阻止政策を把握することに他ならず、事実上寡占産業における参入阻止政策の一般性を否定する結果となっている。しかし乍ら本来参入阻止価格とは既存企業の新規参入阻止政策を価格理論に投影したものに他ならず、想定されるべき既存企業の行動様式は新規参入の許容ではなく阻止でなければならぬ。かかる意味において動学モデルは参入阻止価格論として異質の論理を含むものであり、参入阻止価格の現実的有効性の吟味という本稿の課題の検討対象には不適當と考えられる。なお動学モデルについては小野^[30]第六章、拙稿^[47]参照のこと。

- (3) 最小最適生産規模は限界需要曲線と長期費用曲線の接点として与えられる。Modigliani^[23]参照。
- (4) ほぼ同様な参入阻止価格モデルが北原^[13]第三章、Williamson^[45]に見られる。但し北原氏の場合、余裕能力の保有は短期的には利潤減をもたらすと把握される点において、その増加を主張される寺西氏と異なっている。また Williamson の場合、既存企業が余裕能力を保有するか否かは採用される戦略次第であるとして特定化を避けている。
- (5) 供給制限によつては必ずしも利潤率は高まらないとする佐々木^[34] p. 143、徳重^[42] p. 121 の参入阻止価格論批判はこの点についての認識が欠落している。
- (6) 参入阻止価格論には部門内競争の分析が欠落しており、部門内競争の結果経済的空間(市場)は消滅するとの批判は参入阻止価格論の想定する部門内協調(高須賀^[40] p. 69、鶴田^[43] p. 99)の現実性を問うものである。この点に関し McGee は次の様に述べる。
- 参入阻止価格政策を採用しようとするすべての寡占は、うまく制御されたカルテルを結成するために産出量と価格について綿密に協調しなければならぬであろう。恐らくかつてそれほど完全なカルテルはどこにも存在しなかつたであろうし、合衆国において一般的でないことは確かである。論理と歴史は参入阻止価格理論に困難をもたらす。McGee^[20] p. 321
- (7) この点の指摘は今井^[8]第三章に見られる。

二 寡占産業の現実(1)

前節において我々は参入阻止価格論の概要を述べ、その企業行動に関する含意を二つの命題として明らかにした。第一命題は「寡占企業の基本的行動様式は新規参入の阻止にある」というものであり、第二命題は「新規参入の阻止にあたって既存企業は価格政策を發動する」というものである。言う迄も無く参入阻止価格とは新企業の自部門への参入を阻止すべく既存企業によって採用される政策価格に他ならないのであるから、二つの命題は密接不可分の関連を有するのであるが、本稿において我々は分析の都合上、参入それ自体に関する規定(Ⅱ第一命題)と採用される政策手段に関する規定(Ⅱ第二命題)とに分けて考察を進めることにする。以下本節では前者、すなわち参入それ自体に関する規定について検討を行なう。

さて寡占企業の基本的行動様式が新規参入の阻止にあり、現実には参入阻止価格が設定されているとするならば、当該部門への企業参入は見られないはずである。逆に言えば新企業の参入が行なわれる場合、当該産業の製品価

格はもはや参入阻止価格ではあり得ず、また既存企業の基本的行動様式が新規参入の阻止にあるとも断定し得なくなるであろう。すなわち新規参入の有無は参入阻止価格の現実性を示すバロメーターたり得るのである。この見地に立って寡占産業の現実を見渡すとき我々は幾つかの参入の事例に接する。いまそれを戦後日本経済の歴史から拾ってみるならば次の様である。

板ガラス産業⁽¹⁾

一九〇七年（明治四〇年）設立の旭硝子、一九一八年（大正七年）設立の日本板硝子、一九三四年（昭和九年）設立の徳永硝子の三社を以て出発した戦後板ガラス産業は、戦後復興の波に乗り順調な発展を示したが、一九五二年（昭和二十七年）日本板硝子舞鶴工場の完成と共に再編期を迎えた。それまで旭硝子、徳永硝子の二社によって供給されてきた型板ガラス、網入ガラス、網入板ガラス等の変わり板ガラスが舞鶴工場の完成と共に日本板硝子によっても供給される様になり、普通板ガラスを含めて三社間で全面的な販売競争が演じられることになったからである。販売競争の主役は製品価格の切り下げであった。普通板ガラス並厚一箱のメーカー建値は競争開始

時点の二八〇〇円から二〇〇円ずつ切り下げられ、遂には一八〇〇円にまで引き下げられた。この時点において三社間に話し合いが持たれ、建値を二三五〇円とするこゝとで合意をみた。業界の混乱はこれで終止符を打つかに思われたが事態は意外な展開を見ることになる。徳永硝子の撤退である。旭硝子、日本板硝子と異なり独自の流通網を持たなかつた徳永硝子は、販売不振による製品在庫増の結果、翌一九五三年（昭和二十八年）工場閉鎖に追い込まれたのであった。板ガラス業界はその後暫くの間、旭硝子、日本板硝子両社による寡占体制が続く。そして一九五八年（昭和三十三年）我々の注目する新規参入が行なわれた。セントラル硝子の設立である。セントラル硝子は三菱系の旭硝子、住友系の日本板硝子に対抗すべく宇部曹達、小野田セメント、三井物産の三井系三社に協和醗酵を加えた四社共同出資の形で誕生をみたのであるが、旧徳永硝子の技術者を社員に迎え一九五九年（昭和三十四年）から生産を開始した。設立当初は普通板ガラス及び変わり板ガラスのみの生産に留まっていたが、一九六四年（昭和三十九年）からはより複雑な製造工程を必要とする磨き板ガラスの供給も行なう様になり、またマ

ケットシエアは普通・変わり板ガラスについて一九五九年度の〇・五%から一九六二年六・五%、一九六四年一〇・二%と順調な伸びを示している。⁽³⁾板ガラス産業へのセントラル硝子の参入は成功したのである。

アルミニウム精錬業

日本軽金属、昭和電工、住友化学工業の三社でスタートした戦後日本アルミニウム精錬業は、高度経済成長の過程で新たに三社の参入を受けた。一九六一年の三菱化成工業による化成直江津設立（一九六九年に三菱化成に吸収合併）、一九六八年の三井アルミニウム工業設立、及び一九七三年の住軽アルミニウム工業の設立がそれである。以下、三社の新規参入について簡単に見ておくことにする。

(i)三菱化成 三菱化成工業のアルミニウム精錬進出計画は一九六〇年一二月末に発表され、翌年六月政府の認可を得た。新潟県直江津市に年産五万トンの精錬工場を建設するといふもので、新潟地方に豊富に産する天然ガスを用いた発電により電解用電力を自給することが計画の眼目であった。⁽⁴⁾生産は六三年六月に開始され、同年の生産実績は八四四〇三トン、国内生産に占めるシエアは一

七・六%であった。以後六九年一九・三%、七〇年一九・〇%と安定した値を示している。⁽⁵⁾

(ii)三井アルミニウム工業 三井グループのアルミニウム精錬進出計画は、折からのエネルギー革命で斜陽化を続ける石炭産業振興の名のもとに立案された。三井鉱山三池炭鉱の低品位炭を用いて自家発電を行ない精錬用電力として利用するというのがその眼目である。一九六八年一月三井鉱山、三井金属工業、三井化学工業、三井物産、三井銀行の五社共同出資の形で三井アルミニウム工業が発足、⁽⁶⁾福岡県大牟田市に工場が建設され七一年一二月に第一期工事が、七五年一月に第二期工事が完了した。⁽⁷⁾国内生産シエアは一九七〇年一・〇%、七一年四・七%、七二年七・四%、七三年七・〇%である。⁽⁸⁾

(iii)住軽アルミニウム工業 一九七三年二月圧延加工メーカーである住友軽金属により設立され七七年から操業を開始した。同社のアルミニウム精錬進出計画は既に七一年に明らかとなっていたが、同じ住友グループに属する住友化学工業との調整が難航し、遅れた出発となった。⁽⁹⁾国内生産に占めるシエアは七七年二・八%、七八年七・〇%、七九年九・五%、八〇年九・〇%である。⁽¹⁰⁾

アルミニウム精錬業への新規参入の試みはこの他にも幾つか見られたが、業界の反対、経済環境の変化等により実現には至らなかつた。⁽¹²⁾

ビール醸造業

戦後ビール醸造業は一九四九年（昭和二十四年）の大本麦酒への過度経済力集中排除法の適用を以て実質的なスタートを切つた。戦時中一九四三年（昭和一八年）に麒麟、大日本の二社に集約されたビールメーカーは、同法の適用により麒麟、日本、朝日の三社体制として発足し、日本麦酒のサッポロビールへの社名変更（一九六四年）を経て現在に至っている。⁽¹³⁾ この間、二社の参入が試みられた。一九五七年の宝酒造、一九六三年のサントリーがそれである。

焼酎メーカーとして高い知名度を誇っていた宝酒造は、一九五七年群馬県新田町木崎にビール工場を新設し、タカラビールを発売した。ドイツの設備・技術を導入した本格的ドイツビールという触込みであった。⁽¹⁴⁾ けれどもタカラの前途には二つの大きな壁が立ちはだかつていた。消費者のブランドロイヤリティと先発三社による流通網支配である。「キリン」、「サッポロ」、「アサヒ」の先発

ブランドは既に一八八〇年代に使用が開始され、⁽¹⁵⁾ 消費者に馴染みの深いものとなつていた。中でも「キリン」ブランドの威力は絶大であり、銘柄間に品質上の格差は存在しないとのキャンペーンがいくら張られても消費者の忠誠心は微動だにしなかつたという。⁽¹⁶⁾ この強力なブランドロイヤリティを前にして、タカラはディーラーへの高率な販売リベートの提供を余儀なくされたのである。⁽¹⁷⁾ 一方、流通網については先発三社と卸売業者の間に京浜、北九州の「併売地区」を除いて他の銘柄を取り扱わないとする「排他的拘束条件付きの専売契約」（排他的特約店制度）が締結されていた。先発三社はこの契約を楯に、タカラの参入に際して卸売業者に圧力をかけ、タカラブランドの取り扱いを止めるよう説得したという。⁽¹⁸⁾ タカラは独自の販売網の組織化を余儀なくされたのであった。その後タカラは一九六一年に二・六％のシェアを占めるほどの善戦を演じたが、遂に力尽き、一九六七年京都工場を麒麟に、群馬工場をサッポロに売却してビール業界から撤退した。

一方、洋酒メーカー最大手のサントリーは醸造工場を東京都府中市に建設し、一九六三年四月「サントリービ

ール」のブランドを以てビール業界に参入した。若者のビール、デンマーク風ビールのイメージを打ち出すことにより先発ブランドに対する消費者のロイヤリティ切り崩しを図る一方、洋酒で培った実力を武器にアサヒビールの販売ルートを獲得し、一九七〇年には四・四%のシェアを確保する迄に至っている。ちなみに同年の先発三社のシェアは麒麟五・四%、サッポロ二三%、朝日一七・二%であった。⁽²¹⁾ 苦戦を余儀なくされているとは言え、サントリーの参入は現在迄のところ一応の成果を上げたと言つてよいであろう。

みてきた様に新規参入の事例は典型的寡占産業と見做し得る事業分野にも存在するのであつて、これらの諸部門では少なくとも参入が実行された時点において価格はもはや参入阻止価格ではない。板ガラス産業、アルミニウム精錬業、ビール醸造業では戦後幾つかの新規参入が試みられ、ビールの宝酒造を除いて悉く成功したのであつた。この事實は、参入阻止価格の寡占価格として的一般性に疑問を提起するものである。何故なら、参入阻止価格が成立している下では新企業の参入は原理的にはあり得ないはずだからである。我々は新規参入が実行され

る時点での製品価格には、参入阻止価格とは異なつた規定が与えられるべきだと考える。

ところで寡占価格としての参入阻止価格の一般性に疑問符が加えられたとしても、寡占産業における参入阻止価格の存在それ自体が否定される訳ではない。我々の取り上げなかつた産業において新規参入が阻止されていたかも知れず、或いはかかる事業分野が寡占産業の少なからぬ部分を占めているかも知れないのである。ここで検討さるべきことは、新規参入の見られる部門の寡占産業総体に占める比重である。この比重が大きい程、参入阻止価格論の現実的有効性が低下すること言う迄も無いであろう。我々は現実に生じた幾つかの参入事例を以て、参入阻止価格の寡占価格として的一般性に疑問を提起した。それ故次に為さるべきことは寡占産業における参入阻止価格論の有効性の程度を確定することではなければならない。以下検討する金融財政事情研究会調査は、十分ながらもこの我々の課題に応えるものである。

金融財政事情研究会調査⁽²²⁾

金融財政事情研究会調査は、公正取引委員会の委託により社団法人金融財政事情研究会が東証一部、二部上場

表1 新規参入と価格決定方式

新規参入				なかった	あった	無回答	合計	
価格決定方法								
需	給	決	定	型	72	45	1	118
限	界	原	理	型	14	6	1	21
目	標	利	益	型	21	8	0	29
フ	ル	コ	ス	ト	型	14	15	30
ト	ッ	ブ	企	業	追	随	型	14
輸	入	品	価	格	参	考	型	4
プ	ロ	ダ	ク	ト	・	ラ	イ	ン
買	手	支	払	能	力	型	1	9
そ		の						1
無		回		答	8	3	0	11
					0	1	0	1
合計					153	88	3	244

の製造業九一一社を対象として一九七六年（昭和五一年）に行なった企業の価格決定行動実態調査である。調査は質問票形式をとり、二四四社から回答を得た。調査結果は『製品価格決定に関する企業行動分析』（文献〔12〕）としてまとめられており、以下の我々の議論もこれに従う。同様の実態調査は山口大学により一九七二年に（文献〔1〕〔2〕）、日本リサーチセンターにより一九七四年に（文献〔28〕）それぞれ行なわれているが、本稿のテーマに関連を有する調査事項はこの両者には含まれていない。⁽²⁴⁾

さて金融財政事情研究会調査の内容は大きく四つに分かれる。文献〔12〕に従ってそれらを列挙すれば「価格決定方式に影響する市場構造要因」、「企業の価格改訂行動と市場構造」、「企業の価格決定と経営政策」、「価格決定における原価の役割」であるが、我々の関心を引くのは「価格決定方式に影響する市場構造要因」の項目である。ここでは財の性質（生産財・消費財）或いは生産形態（見込生産・注文生産）と価格決定方法の関連等が考察されているのであるが、本稿の課題との関わりで注目すべきは新規参入に関するデータである。表一を参照されたい。これは各企業の採用する価格決定方法と各企業の

主力製品市場への過去五年間の新規参入についての分析であり、文献〔12〕(P. 22)では比率表現であったものを企業実数に置き換えたものである。価格決定方法のうち目標利益型、フル・コスト型及びトップ企業追随型は通常寡占産業に特徴的な方式と見做されるものであるから、この三つの形態に関して新規参入の比率を求めれば我々の目差す参入阻止価格論の有効性の確定が可能となるであろう。けれども事柄はそう単純ではない。我々は少なくとも次の二点を留意しておく必要がある。第一にこの三つの価格決定方法が寡占産業に特徴的であるとしても、そのことはこの価格決定方法を探る企業がすべて寡占企業であることを意味する訳ではなく、また寡占企業がすべてこの三つの価格決定方法のいずれかを採用するという訳でもない、ということである。例えばトップ企業追随型の価格決定方法はプライス・リーダーシップの成立している寡占産業においてプライスリーダー以外の企業が採用する価格決定方法でもあり得るし、競争的産業に属する企業の受動的価格決定態度の表現でもあり得るのである。また競争的寡占では需給決定型の価格決定方法が採用されるかも知れない。従ってこの三つの価格決定

方法を探る企業を以て寡占企業と規定することには大きなリスクが伴うと言わねばならない。⁽²⁵⁾第二に企業数の比率は必ずしも産業数の比率を表現しないということである。我々が必要とするのは新規参入の見られる寡占産業の全寡占産業数に対する比率であるが、この比率が企業数レベルでの比率と一致するのは各寡占産業がすべて同一数の企業から構成されている場合だけである。本調査においてはかかる条件は満たされておらず、⁽²⁶⁾それ故企業数比率を以て産業数比率に代替することには問題が残ると言えよう。しかしながら以上二つの問題点があるとは言え、それを承知の上で、我々は以下このデータを用いて参入阻止価格論の有効性の程度を検証してみようと思ふ。

表一に拠れば目標利益型の価格決定方法を探る企業は二九社、フル・コスト型は三〇社、トップ企業追随型は一九社である。先の問題点が残るにせよこれらをすべて寡占企業と見做すことにすればその総数は七八社となる。このうち主力製品市場において過去五年間に新規参入を経験した企業は目標利益型八社、フル・コスト型一五社、トップ企業追随型五社の計二八社である。従って全寡占

表2 需要の予想成長率と新規参入

販売量の予想 年平均伸び率	0%	0~5%	5~10%	10~15%	15~20%	20%以上	無回答	合計	
	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	%	件数
新規参入									
なかった	66.7	69.6	55.6	54.5	45.5	0.0	71.4	62.7	153
あった	33.3	28.6	44.4	45.5	54.5	100.0	25.7	36.1	88
無回答	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	1.2	3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	%								
	件数	6	112	63	11	11	6	35	—
									244

企業の 28% が新規参入を経験したことになる。これは三六%に等しい。それ故我々の見解によれば、寡占企業の約四割には参入阻止価格論が妥当しないことになる。この値は参入阻止価格論の寡占価格としての一一般性の主張にとって大きな打撃である。なぜなら寡占企業の約四割が新規参入を経験したということは、先の二点を留保したとしても、寡占産業において企業参入が無視し得ない程度で発生していることを意味するからである。我々が見た板ガラス産業、アルミ精錬業、ビール醸造業の参入事例は、寡占産業において決して例外的な事態とは言えないのである。

それではこの様な理論と現実の乖離は一体どこから生じたのであろうか。何故に寡占産業の四割には参入阻止価格モデルの世界が現出しないのであろうか。この問題を考える上で興味深いデータが同調査中(文献[12] p. 33)にある。我々が表二として掲げたものがそれである。

表二は調査時点から向こう五年間に予想される主力製品販売量の年平均伸び率、すなわち需要の予想成長率と過去五年間における当該部門への新規参入の関連を示したものである。例えば向こう五年間の主力製品の需要成

長率が〇%未満と予想される企業は六社であり、うち過去五年間に新規参入を経験した企業は二社すなわち三三・三%、経験しなかつた企業は四社すなわち六六・七%であることをこの表はあらわしている。一見して明らか様に、新規参入を経験した企業の割合は需要の予想成長率が高まる程増大する。予想成長率が〇%未満では三三・三%の企業しか参入を経験しなかつたのに対し、一〇—一五%では四五・五%の企業が、一五—二〇%では五四・五%の企業が参入を経験しており、予想成長率が二〇%以上の場合に至っては全企業が新規参入を経験しているのである。需要の予想成長率が新企業の参入と密接な関連を有すること、従つて需要の予想成長率が何らかの形で新規参入を規定していることは明らかである。この事實は参入阻止価格モデルにとつて重大である。何故ならもし潜在的参入者が需要の予想成長率を主たるメルクマールとして参入の可否を決定するのであれば、現行価格水準はもはや新規参入と直接的には何らの関連も有しないことになるからである。一で要約した参入阻止価格モデルに即して言えば、潜在的参入者の参入態度についての仮定(Ⅲ)(Ⅳ)に疑義があるということになる。後

程我々はこの問題に立ち返るであらう。

以上、我々は板ガラス産業、アルミニウム精錬業、ビール醸造業における新規参入の事例を跡付け、然る後金融財政事情研究会調査に基づき参入阻止価格論の有効性を検証した。典型的寡占産業においても新規参入が見られること、またそれは寡占産業総体にとつても例外的事態とは言い得ないことが明らかになつたと思われる。参入阻止価格モデルの世界では参入は原理的にあり得ない。従つて本節での我々の分析は参入阻止価格の寡占価格としての一般性を否定するのである。潜在的参入企業の参入態度に関する仮定のうちに理論と現実の乖離の起因があることを我々は指摘した。

ところで新規参入の不在は、直ちに当該産業における参入阻止価格の存在を意味するものではない。既存企業の価格政策以外の理由で参入が阻止されているかも知れないのである。それ故前節で述べた様に参入阻止価格の存在を主張し得るためには、新規参入の不在とともに、何らかの理由で参入が試みられたとき価格政策を発動し参入者を放逐するという既存企業のアグレッシヴな行動様式が検出されねばならない。我々は次節でアルミニウ

ム精錬業を例解にこの問題を考察しようと思う。

- (1) 以下の分析は岩田⁽¹⁰⁾第六章による。
- (2) 磨き板ガラスは普通板ガラスに「あらけづり」、「艶出し」、「洗滌」を二回繰り返すことにより製造される。岩田⁽¹⁰⁾ p. 131 参照。
- (3) 岩田⁽¹⁰⁾ p. 134 表 6.2
- (4) 佐藤・藤井⁽³⁵⁾ p. 40' 日軽金社史編集室⁽²⁷⁾ pp. 68—9
- (5) 越後⁽⁵⁾ p. 68 なおこの原資料は東洋経済『統計月報』1922年8月p. 69。
- (6) 日軽金社史編集室⁽²⁷⁾ pp. 219—20
- (7) 中島・村津⁽²⁵⁾ p. 79
- (8) 軽金属協会⁽¹¹⁾ 75冊
- (9) 中島・村津⁽²⁵⁾ p. 80
- (10) 日本アルミニウム連盟⁽¹¹⁾ 88冊
- (11) 代表的なものとしては旧八幡製鉄グループによる進出計画が挙げられる。これは東南アジアに豊富に存するラテライトを原料にアルミ精錬を行なおうとするもので、米国のカイザー・アルミナムとの資本提携・技術援助の覚書調印まで行なわれた。今井⁽⁸⁾ p. 126' 中島・村津⁽²⁵⁾ pp. 75—82 参照。
- (12) アルミ精錬業にとって二次にわたる石油ショックの影響はとりわけ大きかった。別名「電気の新話」と呼ばれるほど精錬工程で電力を消費するアルミニウムの生産によって、安価な電力の供給は国際競争力を維持する上での大前

提である。しかしながら電力コストは昭和四八年以来この十年間で約六倍に膨らみ、水力、石炭火力を主とする米国、カナダ、オーストラリアの三倍から十倍近くに上昇してしまった(日本経済新聞 82頁6月16日(週五))。国内アルミ精錬業からの住軽アルミニウム工業の撤退・解散(82頁5月31日)は業界の苦悩を象徴する事件である。

- (13) 公正取引委員会⁽¹⁶⁾ p. 4
- (14) 荻原⁽²⁹⁾ p. 180
- (15) 荻原⁽²⁹⁾ pp. 170—1
- (16) 小西・橋本⁽¹⁴⁾ p. 82
- (17) 独占分析研究会⁽⁴⁾ pp. 422—3 参照。ちなみにリベートル額は1,000—1,999箱(1箱=1ダース入り)の段階で一箱当りキリン十円、サッポロ・アサヒ二六円、サントリー五五円に對シタカラは百円を出した事もあったという。
- (18) 小西・橋本⁽¹⁴⁾ p. 86
- (19) 公正取引委員会⁽¹⁶⁾ p. 9
- (20) 荻原⁽²⁹⁾ pp. 180—1
- (21) 公正取引委員会⁽¹⁶⁾ p. 9
- (22) 公正取引委員会資料では昭和四一年の総合類型でビール、板ガラス産業は高度寡占型(I)に、アルミ精錬業は高度寡占型(II)に分類されている。公正取引委員会⁽¹⁵⁾ p. 292
- (23) 本資料の入手にあたり日本大学の菊池敏夫教授、千葉商科大学の中村寿雄助教授には大変御世話になった。記して謝したい。なお中村⁽²⁶⁾は本調査(文献⁽¹²⁾)第一章の簡潔

な要約である。

- (24) 山口大調査は大企業の投資行動分析が中心テーマであり、リサーチセンター調査は価格設定と石油ショックへの対応を検討したものである。中村〔26〕 pp. 336—9 参照。
- (25) 文献〔12〕 p. 28 第一—九表によれば五社未満の企業から構成される産業においても需給決定型の価格決定方法が採られる例があり、百社以上の企業数を持つ産業でもトップ企業追随型やフル・コスト型の採用される例がある。
- (26) 文献〔12〕 p. 28 第一—九表参照。

付記 本稿は論文「参入阻止価格論と寡占産業」の一部である。紙幅の都合上前半部分のみの掲載に留まった。

文献

- (1) 安部一成他『日本における大企業の行動』山口大学経済学会 '72
- (2) 安部一成他「大企業行動の実証分析」『経済評論』'73年5月
- (3) Bain, J. S., *Barriers to New Competition*, Harvard University Press, Cambridge, '56.
- (4) 独占分析研究会編『日本の独占企業』新日本出版社、'71
- (5) 越後和典「アルミニウム」熊谷編『日本の産業組織Ⅱ』中央公論社、'73所収
- (6) 福田泰雄「独占価格の形成メカニズム」『土地制度史学』

第94号 '81

- (7) 本間要一郎『競争と独占』新評論 '73
- (8) 今井賢一『現代産業組織』岩波書店 '76
- (9) 伊東俊太郎『科学と現実』中央公論社 '81
- (10) 岩田暁一『寡占価格への計量的接近』東洋経済新報社 '74
- (11) 軽金属協会『軽金属工業統計年報』'77年より日本アルミニウム連盟の発行となる。
- (12) 菊池敏夫他『製品価格決定に関する企業行動分析』金融財政事情研究会 '76
- (13) 北原勇『独占資本主義の理論』有斐閣 '77
- (14) 小西唯雄・橋本介三「ビール」熊谷編『日本の産業組織Ⅲ』中央公論社 '76所収
- (15) 公正取引委員会事務局編『管理価格』大蔵省印刷局 '70
- (16) 公正取引委員会事務局編『管理価格(2)』大蔵省印刷局 '72
- (17) Marshall, A., *Industry and Trade*, 4th. ed., '23
- (18) 松田弘三「独占理論における後退と頽廢」東洋大学『経営論集』第14・15号 '80
- (19) 松石勝彦『独占資本主義の価格理論』新評論 '72
- (20) McGee, J. S., 'Predatory Pricing Revisited', *The Journal of Law & Economics*, Vol. 23 No. 2, '80
- (21) 御園生等・新田俊三『独占価格』日本評論社 '67

- [22] 三輪憲次「参入阻止価格論」批判」名古屋大学『経済科学』23—3 '76
- [23] Modigliani, F., 'New Developments on the Oligopoly Front', *Journal of Political Economy*, Aug. '64
- [24] 森岡孝二「独占資本主義の解明」新評論 '79
- [25] 中島崇行・村津寿美男『アルミニウム業界』教育社 '76
- [26] 中村寿雄「市場構造要因と価格決定方式」千葉商科大学『創立50周年記念論文集』'77
- [27] 日本軽金属株式会社社史編集室『日本軽金属三十年史』'70
- [28] 日本リサーチセンター『工業製品の価格形成に関する調査報告書』'74
- [29] 荻原勝『ユール・清酒・ウイスキー業界』教育社 '79
- [30] 小野善康「寡占市場構造の理論」東京大学出版会 '80
- [31] Osborne, D. K., 'The Role of Entry in Oligopoly Theory', *Journal of Political Economy*, Aug. '64
- [32] 大和瀬達二「参入阻止価格理論の展望」『早稻田政治経済学雑誌』256・257 合併号 '79
- [33] Pashigian, B. P., 'Limit Price and the Market Share of the Leading Firm', *Journal of Industrial Economics*, July '68
- [34] 佐々木秀太「独占価格の実態と方法論的諸問題」『立命館経済学』第26巻第6号 '78
- [35] 佐藤真住・藤井清隆『アルミニウム工業』東洋経済新報社 '68
- [36] 清野良栄「独占」の価格決定行動と投資行動に関する一考察」九州大学大学院『経済論究』第44号 '79
- [37] 清野良栄「独占価格・独占利潤と再生産」九州大学『経済学研究』第46巻第3号 '81
- [38] Sylos-Labini, P., *Oligopoly and Technical Progress*, Harvard University Press, '62
- [39] 高須賀義博「現代価格体系論序説」岩波書店 '65
- [40] 高須賀義博編『独占資本主義論の展望』東洋経済新報社 '78
- [41] 寺西重郎「参入阻止価格と意図された過剰能力」『季刊理論経済学』18巻3号 '67
- [42] 徳重昌志「独占資本論の一考察」中央大学『商学論叢』第15巻第5号 '74
- [43] 鶴田満彦「独占資本主義分析序論」有斐閣 '72
- [44] 海野八尋「独占資本主義の価格形成」福島大学『商学論集』第43巻第1号 '74
- [45] Williamson, O. E., 'Predatory Pricing: A Strategic and Welfare Analysis' *The Yale Law Journal*, vol. 87 No. 2, Dec. '77
- [46] 米田康彦「独占価格と価値法則(一)」福島大学『商学論集』第41巻第7号 '74
- [47] 拙稿「参入阻止価格論の動学的展開」『一橋論叢』第84

卷
第
2
号

'80

(日本學術振興會獎勵研究員)